

「みんなでマイボトル運動」協力店サインアップ方式 実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、循環型社会の構築に向けてペットボトルなどの使い捨て容器のごみを減らすために実施している「みんなでマイボトル運動」の協力店の拡大を図るため、協力店の募集にサインアップ方式を実施するのに必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) みんなでマイボトル運動とは、循環型社会の構築に向けてペットボトルなどの使い捨て容器のごみを削減するなど環境への負荷を軽減するため、外出時に繰り返し使用できる水筒などを携帯することを県民に呼びかけ、普及させるための取り組みをいう。
- (2) 「みんなでマイボトル運動」の協力店とは、みんなでマイボトル運動の趣旨に賛同し、マイボトルの持参者にコーヒーや緑茶などの飲み物を提供する店舗をいう。
- (3) サインアップとは、事業者による協力宣言で、県との簡易な協定をいう。
- (4) 営業許可とは、飲食店や喫茶店等の施設を設けて飲食物を提供する営業を営もうとする者が受けなければならない食品衛生法上の許可（同法第52条）をいう。

(サインアップの対象事業者)

第3条 サインアップの対象となる事業者は、「みんなでマイボトル運動」の趣旨に賛同する、次の各号に掲げる者とする。

- (1) マイボトル用にコーヒーや緑茶などの飲み物を提供することができる営業許可を既に受けている者、又は食品営業許可申請中である者
- (2) マイボトル用に無料で湯茶などの飲み物を提供することができ、営業許可を要する以外の者

(サインアップの方法等)

第4条 「みんなでマイボトル運動」の協力店に参加しようとする事業者は、当該各号に定める様式によりサインアップするものとする。

- (1) 第3条第1項第1号に規定する者は様式1による。
- (2) 第3条第1項第2号に規定する者は様式2による。

2 サインアップの提出方法は、次のいずれかとする。提出先は埼玉県資源循環推進課とする。

- (1) 簡易電子申請
- (2) 電子メール
- (3) fax(4) 郵送

3 県は、事業者からサインアップの提出を受けたときは、内容を確認の上、協力店の決定を行うものとする。

4 営業許可の確認を行うため、必要に応じて、営業許可書の写しの提出を事業者に求めるものとする。また、関係課や関係市に協力を依頼するものとする。

5 県は、サインアップに必要となる事項を、県庁資源循環推進課ホームページに掲載するものとする。

(協力店の広報)

第5条 県は新たな協力店が決定した場合には、県庁ホームページに掲載するなど広報に努めるものとする。

2 県は、必要に応じて、広報物を配布する。

3 県は、協力店の広報に必要となる情報を得るため、必要に応じて、マイボトル用の商品や割引の特典の有無などについてアンケートを実施するものとする。

(協力店の報告)

第6条 協力店は、県から依頼により、マイボトルの利用状況について報告するものとする。

(留意事項)

第7条 協力店は、サインアップした内容やアンケート調査の内容を変更するときは、速やかに県に通知するものとする。

附則

この要領は、平成21年7月21日から施行する。

附則

この要領は、平成21年12月9日から施行する。